

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続; 有 無)

平成22年12月17日

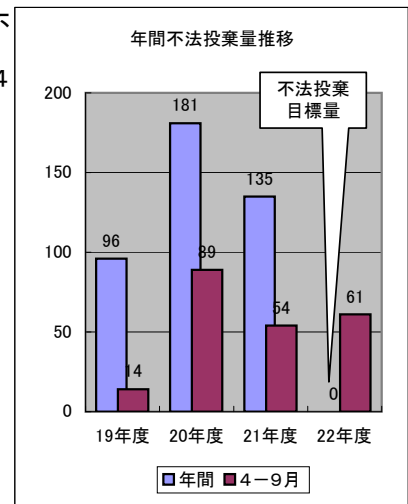
第三者委員会

No.34		都道府県名:愛媛県			市町村等名:愛南町		
対象地域:愛南町全域				世帯数 [※] : 10,203世帯		人口数 [※] : 26,636人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年2月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年8月1日 ~ 平成21年10月31日		
内容	・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄監視パトロール ・監視カメラの設置			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	・第三者に業務委託。 回収、指定取引場所まで運搬。		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	0	23	0	8	9	40	
	防止事業			引渡事業			合計
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	3,228	1,440	0	(4,668)	531	127	(5,325)
交付した助成金額(千円)	1,614	720	0	(2,334)	531	127	(2,991)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

愛南町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(96台)に対する平成22年度の目標削減率は100%(年間不法投棄目標量で0台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に年間の不法投棄目標量を61台上回っており、上記の年間目標削減率を達成できない。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 本委員会は、愛南町の義務外品体制に不備があると認め、平成21年10月に協会をして同町に対し改善要請を行わしめた。同町より協会に対し平成21年11月に義務外品体制の整備等についての報告書の提出があった。事後、同問題は改善されていると認められる。
- 2) 防止事業のうち看板が設置場所の選定に時間がかかり、計画に対し、約4ヶ月実施が遅れた。
- 3) 引渡事業は、計画通りに実施された。
- 4) 愛南町の責務は、I. 及び II. 1)を除き適切に遂行されているものと認められる。